

議案第77号

摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬
及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁
償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月16日提出

摂津市長 嶋野 浩一朗

提案理由

特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を制定す
るものである。

摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬
及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(摂津市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 摂津市特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第10号）の一部
を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に改め
る。

(摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第
21号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の202.5」を「100分の207.5」に改め
る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の摂津市特別職の
職員の給与に関する条例（以下「新特別職給与条例」という。）の規定及び第2条
の規定による改正後の摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以
下「新議員報酬条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

2 令和7年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の摂津市特別職の職員の給与に関する条例又は第2条の規定による改正前の摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新特別職給与条例又は新議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、新特別職給与条例及び新議員報酬条例の規定による期末手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。